

## 一般社団法人医療開発基盤研究所 入会審査規程

### 第1条（目的）

本規程は、定款第3条に定められる事業目的に従い、当法人の健全性を維持することを目的として、当法人へ入会を希望する者の審査および入会手続きについて定めるものである。

### 第2条（入会審査委員会）

- 1) 理事会の諮問機関として入会審査委員会を設置する。
- 2) 本委員会の委員長は、委員の互選により決定する。

### 第3条（入会条件）

当法人への入会は、会員規約に定める条件を満たしていることを要件とする。

### 第4条（入会申込み）

当法人へ入会を希望する者は、当法人所定の入会申込書を事務局へ提出しなければならない。

### 第5条（入会審査）

入会審査委員会は、提出された入会申込書に基づいて入会条件を満たしているかを審査し、入会審査委員の全員の賛成をもって入会許可申請を決議する。

### 第6条（入会承認）

代表理事は、入会申請書及び入会審査委員会の審査結果の報告を受けた後、入会承認の可否を決定する。

### 第7条（入会の通知および周知）

- 1) 代表理事は、会費の納入を完了した者に対し、当法人の社員として登録された旨の通知を行うものとする。
- 2) 代表理事は、新規社員の加入を全社員に周知するものとする。

2020年 7月 3日制定